十一月

[illegible]

[illegible]

十一月

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

一 劔璽之間出袋相出小演
上絵
大緣錦
小緣平絵

一 御法間出相出袋相大小演
上絵
大緣錦之類
小緣平緣

一 御一之間出袋相出小演
表絵
緣ノ切大小

一 御寐之間出袋相出小演
上絵
大緣錦之類
小緣平絵

一 劔璽之間出寐之出演
上絵
大緣錦之類
小緣平絵

一 御門前出寐之門出絵
大緣錦之類
小緣平絵
[illegible]
絵

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一門宮殿之間御袋掛

右掛 [illegible]

小縁 平絹

[illegible]

一 [illegible]

縁

右之分[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六間之間 一二[illegible]間之幅 八人七寸 所絹幅

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十一月

[illegible]

右[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十二月下旬

十一月

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

御濱説書苑

龍ニ住適　　ニテサ或人写
　　毎級六寸宛
巾ニ出　　笠五色ニ刻ニ画之
長サ六丈　　出ニ
毎級或丈ツヽ左右朱柱アリ
　　解ニ内人数不定

小御所西面御濱様

駒川御濱　　寺殿

御濱説書苑

様大木ニ寄アルヘキ

蓑　　萩蔭タテ色ニ三アハセ
門前　　菅ニ寄

右御濱様或級ニ御下絵ニ御濱様右御濱様
或級ニ下ニ写ニ毎ニ内更ニ下ニ与ニ飛ニ亮
ニ無濱ニ御達ニ御下絵出来ニ候ニ絵ニ下ニ右御絵
中ニ与ニ御之
　　丙十一月廿七日

右御所ニ御下ニ　　濱様ニ御下ニ
　　濱様ニ御下ニ

右御所ニ御下ニ　　御所ニ御下ニ　　表ニ出ニ
絵ニ与ニ見ニ濱様ニ御下ニ　　或御ニ出ニ御下ニ
一　　濱様ニ御下ニ　　綿ニ色ニ平絵ニ御之　　絵ニ絵ニ御之　　晒布
御之一ツ相ニ入　　弄ニ同様ニ先ニ　　同様ニ先ニ先ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

十二月二日 十一月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十二月 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十二月

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

二月八日 十二月

小岡 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十七日

[illegible]

十八日

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十二日
一 仕ゟ
一 御所方御新殿様御出ニ付御当日ニ付参上之

十一日
一 内証御用ニ付今谷庄兵衛殿御出會ニ付出勤候事
一 右ニ付御所御用向之ニ付参上候処
一 右より御返事上ゟ申候由
御所御用ニ付罷出候処
御用書常御殿南之庄様御用被仰付
御用之被仰付候ニ付東西御用三方御用
御機嫌伺として罷出候ニ付御伺申上

一 御所ニ而御掛り御役所御届申上候処表役人衆立合ニ而相済候事
右ニ付当り御用向申達候事
右之方御用申上候ニ付御伺中申上候事

十二日
一 大工ゟ
十一月十六日
御用通御用行事
右之通り
古手方大工申上
大工方申上
一 御用之儀申上候御本所ニ付
右ニ付御用ニ付罷出候処
一 表役人衆ゟ達之儀ニ付
右之通り伺之通申付候処
一 又右ニ付御所より御用之儀申来候ニ付
右之御用向申上候
一 御所御用御掛り右之通り書付ヲ以申上候事

十四日

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

十五日

一 [illegible]

一 [illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

十六日

一 [illegible]

一 [illegible]

小御所御簾

上段

東西北

南

各柱間三間但一間に[illegible]

三間に不四枚但柱十二

合二十二枚

右[illegible]

小御所御簾

北南西

三間に不四枚但柱十二

四枚

[illegible]

右二通 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91
ガラス使用

一 同階の一重屋ニ而西ノ妻ニ
本柱ニ而東ノ方ニ
ノ間有之

一 押木下ハ
ニ而

一 縁巾四尺一寸内ニ而一寸
ニ而五尺一寸桟五尺七寸
一 右高欄ニ尺寸ノ内ニ而五分
ハメ而ハヅレニ
右之外ニ又脇ニ

一 仏壇ニ而八分縁内ニ

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

826
371
91

国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『禁裏御所御用日記』　請求記号 826-91